

弘前大学における授業の欠席に関する取扱要項

令和6年7月24日教育委員会承認

(令和6年8月5日制定)

(目的)

第1 この要項は、弘前大学（以下「本学」という。）の学生が、やむを得ない事由により授業を欠席した場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(公欠)

第2 公欠とは、本学の学生が、本学が認める事由によりやむを得ず授業を欠席することをいう。

2 公欠は、学生が届出し受理されることにより、欠席とはせずに出席扱いとする。

(公欠の要件)

第3 公欠の事由は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 親族が死亡した場合

(2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染したおそれがある場合

(3) 裁判員制度による裁判員（補充裁判員を含む。以下同じ。）又は裁判員候補者に選任された場合

(4) 検察審査会の審査員又は補充員に選任された場合

(5) 骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合

(6) その他学長が必要と認める場合

(公欠の手續及び様式)

第4 前記各号による公欠の期間及び提出書類等については、別表のとおりとする。

2 学生は、前記各号に該当する場合、公欠届（別紙様式1～5）に必要書類を添付して、速やかに所属する学部、研究科の長（以下「学部長等」という。）に提出する。

3 学部長等は、前項の届出を受理した場合、その写しを授業担当教員へ送付する。

(授業の取扱い)

第5 前記第3項の規定により届出の写しを受領した授業担当教員は、原則として補講は行わず、当該授業に相当する学修を課すものとする。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から実施する。

別表（第4関係）

事 由	公欠の期間	提出書類等
<p>（第3第1号） 親族が死亡した場合 （配偶者及び1親等，2親等の親族の死亡）</p>	<p>・配偶者及び1親等の親族（配偶者の親族を含む。）の場合は，連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間 ・2親等の親族（配偶者の親族を含む。）の場合は，連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間</p> <p>葬儀のために遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えることができる。</p>	<p>「別紙様式1」及び 会葬礼状等通夜，葬儀の日程がわかるものの写し</p>
<p>（第3第2号） 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染したおそれがある場合</p>	<p>医師の診断書等に記入されている出席停止期間 （インフルエンザの場合は，発症後5日間経過し，かつ，解熱後2日間を経過するまでの期間，新型コロナウイルス感染症の場合は，発症後5日間経過し，かつ，症状が軽快した後1日を経過するまでの期間）</p>	<p>「別紙様式2」及び 医療機関発行の診断書又は 治癒証明書等の写し （インフルエンザの場合は，罹患したことが証明できる書類（医師の診断書，処方薬の説明書など），新型コロナウイルス感染症の場合は，感染したことが証明できる書類（診療明細書，検査キットの判定画像など））</p>
<p>（第3第3号） 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合</p>	<p>・裁判員候補者として，裁判員選任手続のために裁判所に行った場合 ・裁判員として選任され，裁判（公判，評議，評決等）に参加した場合</p> <p>いずれも本学が必要と認める期間</p>	<p>「別紙様式3」及び 裁判所からの呼出状及び出頭証明書の写し等</p>
<p>（第3第4号） 検察審査会の審査員又は補充員に選任された場合</p>	<p>検察審査員として検察審査会議に出席した場合</p> <p>本学が必要と認める期間</p>	<p>「別紙様式3」及び 検察審査会事務局からの招集状の写し等</p>
<p>（第3第5号） 骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合</p>	<p>骨髄液提供等のための検査・採血・健康診断・入院及び骨髄バンク事業に関する手続きのために必要となる期間</p> <p>入院等のために遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えることができる。</p>	<p>「別紙様式4」及び 事実を証明する書類</p>
<p>（第3第6号） その他学長が必要と認める場合</p>	<p>学長が公欠の必要があると認めた場合</p> <p>本学が必要と認める期間</p>	<p>「別紙様式5」及び 事実を証明する書類</p>

公 欠 届 (忌引き)

令和 年 月 日

学部長 (研究科長) 殿

所 属 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

以下のとおり、出席できなかった授業科目について届け出ます。

記

1. 事由：(該当事由に✓を入れてください。)

- 配偶者の死亡
【公欠の期間：連続7日(休日を含む。)の範囲内の期間(※)】
- 1親等(父母・子)の親族(配偶者の親族を含む。)の死亡
【公欠の期間：連続7日(休日を含む。)の範囲内の期間(※)】
- 2親等(祖父母・兄弟姉妹・孫)の親族(配偶者の親族を含む。)の死亡
【公欠の期間：連続3日(休日を含む。)の範囲内の期間(※)】

死亡日： 令和 年 月 日 続柄：
公欠期間：令和 年 月 日 ～ 年 月 日

※葬儀のため遠隔の地に赴く場合は、往復に要する日数を公欠期間に加えることができます。
該当する場合、次の①～③も記入してください。

- ① 学生現住所：
② 自宅(実家)住所：
③ 葬儀が営まれた住所(場所)：

2. 出席できなかった授業科目：

月日(曜日)・時限	授業科目名	担当教員名	科目区分 (いずれかを○で囲む)
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門

留意事項

- 葬儀等の行事を終えた後、本届に会葬礼状等通夜、葬儀の日程が分かる書類を添付し、所属学部等の教務担当又は学務担当窓口へ提出してください。
- 授業担当教員へ公欠扱いとなった授業の措置について確認してください。
- 本届及び添付書類に記載された個人情報については、公欠の手続業務及び学内関係者への報告に利用します。
- 試験等が受験できなかった場合は、併せて「追試験願」も提出してください。

公 欠 届 (感染症)

令和 年 月 日

学部長 (研究科長) 殿

所 属 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

以下のとおり、出席できなかった授業科目について届け出ます。

記

1. 罹患した病名：

2. 罹患期間 (欠席期間)：

令和 年 月 日 ~ 年 月 日

3. 出席できなかった授業科目：

月日 (曜日)・時限	授業科目名	担当教員名	科目区分 (いずれかを○で囲む)
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門

留意事項

- 1 本届に医療機関発行の診断書又は治癒証明書等の写し (インフルエンザの場合は、罹患したことが証明できる書類 (医師の診断書, 処方薬の説明書など), 新型コロナウイルス感染症の場合は、感染したことが証明できる書類 (診療明細書, 検査キットの判定画像など)) を添付し, 所属学部等の教務担当又は学務担当窓口へ提出してください。
- 2 授業担当教員へ公欠扱いとなった授業の措置について確認してください。
- 3 本届及び添付書類に記載された個人情報については, 公欠の手続業務及び学内関係者への報告に利用します。
- 4 試験等が受験できなかった場合は, 併せて「追試験願」も提出してください。

<参考>

学校保健安全法施行規則（抜粋）

(感染症の種類)

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
 - 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
 - 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

(出席停止の期間の基準)

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
 - イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。
 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ハ 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
 - ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
 - チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。
- 三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

公 欠 届 (裁判員及び検察審査会制度)

令和 年 月 日

学部長 (研究科長) 殿

所 属 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

以下のとおり、出席できなかった授業科目について届け出ます。

記

1. 事由：(該当事由に✓を入れてください。)

- 裁判員候補者として、裁判員選任手続のために裁判所に行った場合
- 裁判員として選任され、裁判 (公判、評議、評決等) に参加した場合
- 検察審査員として検察審査会議に出席した場合

出頭日： 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 出席できなかった授業科目：

月日 (曜日)・時限	授業科目名	担当教員名	科目区分 (いずれかを○で囲む)
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門

留意事項

- 1 裁判員候補者や裁判員として選任された場合、検察審査会の審査員等に選任された場合には、本届に必要な書類 (裁判所等からの通知書等) を添付し、所属学部等の教務担当又は学務担当窓口へ提出してください。
- 2 授業担当教員へ公欠扱いとなった授業の措置について確認してください。
- 3 本届及び添付書類に記載された個人情報については、公欠の手続業務及び学内関係者への報告に利用します。
- 4 試験等が受験できなかった場合は、併せて「追試験願」も提出してください。

公 欠 届 (骨髄移植に係る骨髄液提供等)

令和 年 月 日

学部長 (研究科長) 殿

所 属 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

以下のとおり、出席できなかった授業科目について届け出ます。

記

1. 事 由 :

2. 欠席期間 :

令和 年 月 日 ~ 年 月 日

※入院等のため遠隔の地に赴く場合は、往復に要する日数を公欠期間に加えることができます。
該当する場合、次の①~③も記入してください。

- ① 学生現住所 :
- ② 自宅 (実家) 住所 :
- ③ 医療機関等住所 :

3. 出席できなかった授業科目 :

月日 (曜日)・時限	授業科目名	担当教員名	科目区分 (いずれかを○で囲む)
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門

留意事項

- 1 本届に事実を証明する書類を添付し、所属学部等の教務担当又は学務担当窓口へ提出してください。
- 2 授業担当教員へ公欠扱いとなった授業の措置について確認してください。
- 3 本届及び添付書類に記載された個人情報については、公欠の手続業務及び学内関係者への報告に利用します。
- 4 試験等が受験できなかった場合は、併せて「追試験願」も提出してください。

公 欠 届 (その他の事由)

令和 年 月 日

学部長 (研究科長) 殿

所 属 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

以下のとおり、出席できなかった授業科目について届け出ます。

記

1. 事 由 :

2. 欠席期間 :

令和 年 月 日 ~ 年 月 日

3. 出席できなかった授業科目 :

月日 (曜日)・時限	授業科目名	担当教員名	科目区分 (いずれかを○で囲む)
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門
			教養 ・ 専門

留意事項

- 1 本届に事実を証明する書類を添付し、所属学部等の教務担当又は学務担当窓口へ提出してください。
- 2 授業担当教員へ公欠扱いとなった授業の措置について確認してください。
- 3 本届及び添付書類に記載された個人情報については、公欠の手続業務及び学内関係者への報告に利用します。
- 4 試験等が受験できなかった場合は、併せて「追試験願」も提出してください。